

第4章 介護保険事業の適正な運営

第1節 介護保険給付の適正化

1 基本的な考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために本町が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、本町が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要です。

2 適正化事業の推進

平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。新たに法律上に位置づけられたことから、これまで以上に人員体制を確保するなどし、今後、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要です。

このため、引き続き「①要介護認定の適正化」、「②ケアプランの点検」、「③住宅改修等の点検」、「④医療情報との突合・縦覧点検」、「⑤介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化を一層推進していく必要があります。

3 基本的方向性

(1) 保険者の主体的取組の推進

介護給付の適正化のために行う適正化事業の実施主体は市町村であり、本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むべきものです。

主体的な取組による創意工夫こそ、事業が効果を上げる近道であることから、適正化事業の推進に当たっては、市町村が被保険者・住民に対して責任を果たすという観点などを入れながら、保険者機能を高めるべく、目標と計画性をもって、重点や手段・方法を工夫しながら取組を進めます。

(2) 県・国保連との連携

適正化事業の実施主体は市町村ですが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から市町村を支援する都道府県、国保連介護給付適正化システム（以下「適正化システム」という。）などにより適正化事業の取組を支える都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と密接かつ一体的な関係にあることから、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、それぞれの特長を活かしながら、必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を図ります。

(3) 事業内容の把握と改善

適正化事業の推進に当たっては、事業を実施すること自体が目的ではなく、事業を行った結果、介護給付の適正化に着実につなげることが必要です。そのためには、単に実施率の向上を図るだけでなく、実施している事業の具体的な実施状況や実施内容にも着目し、評価を行いながら、各事業の内容の改善に取り組めます。

4 取り組むべき事業

本町においては、以下の主要5事業等を着実に実施することとし、それぞれの趣旨・実施方法等を踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しながら取り組むこととします。

①要介護認定の適正化	
事業概要	本事業は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行うものです。
実施方法等	介護申請にかかる認定調査については、原則として徳之島地区介護保険一部事務組合に所属する調査員が実施しています。 要介護認定調査の平準化を図るために、適切に認定調査が行われるよう調査状況の把握、調査員への研修等を一部事務組合と連携し実施していきます。
要介護認定の適正化に向けた取組	一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

②ケアプランの点検	
事業概要	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。
実施方法等	基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指し、①保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認、②明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、③自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価、を行うとともに、④介護支援専門員への講習会の開催などを一体的に実施します。

③住宅改修等の点検	
ア 住宅改修の点検	
事業概要	本町が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するものです。
実施方法等	本町への居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。 施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進します。
イ 福祉用具購入・貸与調査	
事業概要	本町が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるものです。
実施方法等	本町が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。その際、適正化システムにおいて各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース等に特に留意しながら、これを積極的に活用します。

④縦覧点検・医療情報との突合	
ア 縦覧点検	
事業概要	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うものです。
イ 医療情報との突合	
事業概要	医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図るものです。
実施方法等	<p>縦覧点検及び医療情報との突合は費用対効果が最も期待できることから、優先的に実施するとともに、効率的な実施を図るため、国保連への委託や保険者の活用頻度の高い帳票を対象とした点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 縦覧点検、医療情報との突合については、本町から国保連に対し、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託することが可能です。 ○ 縦覧点検において有効性が高い帳票 <ul style="list-style-type: none"> ・重複請求縦覧チェック一覧表 ・算定期間回数制限チェック一覧表 ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

⑤介護給付費通知	
事業概要	本町から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるものです。
実施方法等	<p>サービスに要する費用を受給者に通知する際、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 通知の範囲を効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む工夫 2) サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい適切な送付時期の工夫 3) 説明文書やQ & Aの同封、自己点検リストの同封、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による説明など受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫 4) ケアプランや提供されているサービスが受給者の状況に照らして妥当か評価するための工夫 5) 事業者や事業者団体への周知など事業者の協力と理解を求めるための工夫 <p>を行い、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討していきます。</p>

5 目標の設定

(1) 要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）

現状：介護保険一部事務組合との連携のもとに、調査結果の把握や確認を行い、調査員へのフィードバックや研修会の開催を実施しています。平成 29 年度は国の審査会適正化研修を実施し、助言指導を受けています。

目標：①調査・認定状況の状況把握とフィードバックを随時実施継続します。
②調査員・審査会委員研修の定期開催を年 1 回以上行います。

(2) ケアプランの点検

現状：新規・更新のケアプランは全件提出を求めており、地域包括支援センターの専門職、介護保険担当で回覧し内容のチェックを行っています。また、3町が連携しケアマネジメント検討会により、自立支援に向けたケアマネジャーの資質向上を図る取組を行っています。

目標：①新規・更新のケアプランの全件提出・チェックを継続して実施します。
②ケアマネジメント力向上のための機会を全居宅介護支援専門員が参加して実施します。

(3) 住宅改修等の点検（住宅改修の点検／福祉用具購入・貸与調査）

現状：福祉用具貸与に関してはケアプランのチェックと併せて実施するとともに、軽度者の例外給付対象は事前協議のもとに必要時に訪問し状況を確認しています。住宅改修及び福祉用具購入の点検は提出書類をチェックし、状態像に応じた改修・購入であるかの確認を行い、必要に応じて担当介護支援専門員への照会や訪問による確認を行っています。

目標：①福祉用具貸与に関するケアプラン及び軽度者の例外給付申請書の全件確認を継続的に実施します。
②住宅改修・福祉用具購入は事前書類確認を原則として全件状態把握を行うとともに、必要に応じての照会や訪問調査を継続して実施します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

現状：国保連による突合情報の内容確認を行い、必要に応じて事業所に内容照会を行っています。

目標：突合の内容確認、必要に応じた内容照会を毎月実施します。

(5) 介護給付費通知

現状：介護給付通知に関しては取組がありません。

目標：年 1 回の介護給付通知を行います。

第2節 円滑な運営のための体制づくり

1 介護サービス提供基盤の確保

計画に位置付ける介護サービス提供基盤を確保するため、事業者などにホームページ等を通じて、計画の内容やサービス提供事業所の詳細な情報、また、事業者の公募や活用できる補助金等についての周知を図ります。

2 地域密着型サービス事業者等の適切な指定、指導監督

地域密着型サービス事業者に対して、指定更新の期間内に1回以上実地指導を行い、サービスの質の向上を図ります。

住み慣れた地域で、安心して生活を送り続けるためには、地域に密着したきめ細かなサービス提供が重要となっています。このため、高齢者の状況やサービス利用意向などを的確に把握し、利用者にとって必要なサービスの推進を図ります。

また、事業者の指定や運営については、地域密着型サービス運営協議会の意見を反映して、適正な事業運営の確保に努めます。

3 サービス事業所への指導・助言及び新規参入への支援

介護サービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービスが提供できるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を行うことが重要となります。そのため、近年生じている不正事案をふまえ、関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備や事業者本部への立ち入り調査など、不正の防止に努めます。

また、地域密着型サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有していることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を行います。

4 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

5 人材の育成・確保

介護に携わる人材が不足し、町内でもサービス事業所の閉鎖があるなど、深刻な問題となっております。今後、生産年齢層の人口減少が顕著となることから、ますます介護人材の不足が問題となってくることが予想されます。島内全体で対策を図る必要があることから、3町及び各関係団体と連携を図り、対応を検討していきます。

①事業者連絡会の設置

島内での職員確保や資質向上に関わる課題を共有し、連携した取組を展開するための協議の場を設置していきます。

②介護職への理解普及啓発

進学就職先に「介護職」を選択肢してもらうためには、既存の介護職に関するイメージを払しょくし、第3者の人生に関わり暮らしを共に創ることであり、自分自身の成長に役立つ仕事であるという介護職への理解を浸透していくことも必要です。鹿児島県が実施している「ケア☆スタ」の徳之島版や、広報誌での介護職員紹介などが考えられます。

③介護職員を呼び込む・育成する

処遇改善による賃金向上を図るとともに、ライフバランスとキャリアアップにより離職を防止していくことが必要です。国立公園を有する自然豊かな島の暮らしをアピールし、各種のマリンスポーツや、島の環境と暮らしを楽しみながら介護職員に従事することができる環境づくりを検討していきます。
また、事業者連絡会や協議会との連携のもとに、各種研修の開催を行い資質向上の取組を継続的に実施していきます。

6 低所得者対策

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人による利用者負担軽減制度等の支援を引き続き実施します。

7 未納者対策

健全な財政運営及び負担の公平性の観点から、保険料の納入を促進する方策を実施します。

- 広報やパンフレット等を通じた広報活動を実施します。
- 未納者への督促の際に未納の理由を確認し、事情によっては分割納付などの納付勧奨をすすめていきます。
- 長期滞納者に対しては、給付制限を適用するなどの措置を講じて早急な納入を促します。

第3節 介護保険サービスの見込み

1 居宅サービスの見込み

(1) 訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの家事援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

制度改正により介護予防訪問介護は、平成 29 年度までに地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	89,019	89,963	89,695	98,412
	利用人数(人)	108	108	108	117

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	577	577	577	577
	利用人数(人)	1	1	1	1
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師が訪問し、主治医の指示の下で病状の管理や処置などを行います。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	9,024	9,322	9,142	10,076
	利用人数(人)	71	73	72	79
予防給付	給付費(千円)	595	595	595	595
	利用人数(人)	6	6	6	6

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	4,539	4,753	4,371	4,753
	利用人数(人)	12	13	12	13
予防給付	給付費(千円)	692	692	692	692
	利用人数(人)	3	3	3	3

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	4,718	4,738	4,868	5,667
	利用人数(人)	72	72	74	86
予防給付	給付費(千円)	489	489	489	489
	利用人数(人)	6	6	6	6

(6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図ることを目的としたサービスです。

制度改正により介護予防通所介護は、平成 29 年度までに地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	114,490	115,462	116,176	123,193
	利用人数(人)	122	123	124	131

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導の下で専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	101,749	103,425	103,055	112,794
	利用人数(人)	102	103	103	112
予防給付	給付費(千円)	3,388	3,389	3,389	4,529
	利用人数(人)	8	8	8	11

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期入所しながら、入浴や排泄、食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	34,689	34,704	33,803	38,562
	利用人数(人)	42	42	41	47
予防給付	給付費(千円)	591	1,182	1,182	1,773
	利用人数(人)	1	2	2	3

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに入所しながら、医学的な管理のもとで、看護、介護、リハビリを行い、日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

①短期入所療養介護（老健）

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	2,894	2,895	3,372	4,352
	利用人数(人)	4	4	5	6
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

②短期入所療養介護（病院等）

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境に応じて適切な福祉用具を選定・貸与を受けるものです。

原則的には、要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の方については、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトについては、保険給付の対象外となっています。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	22,825	22,931	22,912	25,148
	利用人数(人)	148	148	148	162
予防給付	給付費(千円)	1,239	1,239	1,239	1,321
	利用人数(人)	14	14	14	15

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5種類の特定福祉用具の購入費を年間10万円を上限として支給するサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	1,681	1,909	2,138	2,376
	利用人数(人)	7	8	9	10
予防給付	給付費(千円)	189	189	189	189
	利用人数(人)	1	1	1	1

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修

要介護者が、在宅生活に支障がないように住宅の改修を行った際に、20万円を上限とし費用の支給が受けられるものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	2,128	2,128	2,128	3,644
	利用人数(人)	3	3	3	4
予防給付	給付費(千円)	935	935	935	935
	利用人数(人)	1	1	1	1

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している利用者に対して介護サービス計画に基づいて行われる入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用に関わる総合調整を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	57,070	57,003	57,094	62,040
	利用人数(人)	290	289	290	314
予防給付	給付費(千円)	1,251	1,252	1,252	1,304
	利用人数(人)	24	24	24	25

2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話等を受けることができるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者専用の通所介護施設で、専門的なケアなどを日帰りで行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	8,289	8,293	8,293	8,293
	利用人数(人)	5	5	5	5
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、利用者の状態等に応じて訪問や宿泊サービスを柔軟に組み合わせて利用できる多機能なサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	63,421	63,450	63,450	63,450
	利用人数(人)	25	25	25	25
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症の状態にある者を、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	76,175	76,210	76,210	76,210
	利用人数(人)	27	27	27	27
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者が、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	54,746	54,770	54,770	54,770
	利用人数(人)	22	22	22	22

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な特別養護老人ホームで、常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に、日常生活上の支援や介護を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(9) 地域密着型通所介護

在宅の要介護者等を対象に、定員 18 人未満の小規模なデイサービスセンターなどで入浴や食事を提供するとともに、レクリエーションや機能訓練などの日常生活上のケアを行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

(10) 地域密着型サービスの必要利用定員総数

在宅での生活を継続できるようなケアマネジメントを基本に考えながら、要介護者状況や今後の推移、施設配置状況、在宅サービスの提供等の現状を勘案し、施設サービスとして見込まれるものを計画的に整備します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症対応型共同生活介護				
新規整備数	新規整備なし			
整備総数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
定員総数	33 床	33 床	33 床	33 床
地域密着型特定施設				
新規整備数	新規整備なし			
整備総数	整備なし	—	—	—
定員総数	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設				
新規整備数	新規整備なし			
整備総数	整備なし	—	—	—
定員総数	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護				
新規整備数	新規整備なし			
整備総数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
定員総数（定員）	25 人	25 人	25 人	25 人

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、65歳以上で、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	215,235	215,332	215,332	215,332
	利用人数(人)	79	79	79	79

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、疾病・負傷などにより寝たきり、あるいはこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下の介護や機能訓練等の施設療養を行うとともに日常生活の世話をを行うことを目的とした入所施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	129,268	129,326	129,326	129,326
	利用人数(人)	43	43	43	43

(3) 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は、主に慢性疾患の高齢者を対象に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどのサービスが受けられる施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0